

## 琉球大学教職センター紀要規程

〔平成30年10月17日〕  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、琉球大学教職センター（以下「センター」という。）が発行する琉球大学教職センター紀要（以下「センター紀要」という。）に関し必要な事項を定める。

(発行)

**第2条** センターは、センターにおける教育研究活動に携わる者の教育実践研究に関する論文等（以下「論文等」という。）を公開する学術誌として、センター紀要を発行するものとする。

2 センター紀要は、毎年1回発行するものとする。ただし、教職センター長が必要と認めた場合には、臨時に発行することができる。

(教職センター紀要編集委員会)

**第3条** センターに、教職センター紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、センター紀要への掲載の可否について審査、掲載する論文等の種類の決定及び編集作業を行う。

3 編集委員会は次の号に掲げる委員をもって構成する。

(1) センターの専任教員 3名

(2) センターの併任教員 2名

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

**第4条** 編集委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(投稿論文等)

**第5条** センター紀要に掲載する論文等は、次の各号に掲げるもののうち、未発表のものに限る。ただし、口頭発表やその配布資料、発表要旨集等はこの限りではない。

(1) 研究論文（学校教育及び教職に関する論文で、著者自身のオリジナルな研究成果をまとめたものをいう。）

(2) 教育実践報告（授業実践、教材・教具の開発などについてまとめた報告で、実践的に学ぶべき内容が含まれているものをいう。）

(投稿資格等)

**第6条** センター紀要に投稿できる者（共同執筆の論文等の場合には第一著者となれる者）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）琉球大学の専任教員

（2）琉球大学の非常勤講師

（3）琉球大学教育学部附属学校の教員であった者及び沖縄県から派遣された人事交流派遣教員であった者

2 前項の規定にかかわらず、旧発達支援教育実践センターに関わる研究プロジェクトの実施担当者は、共同執筆の論文等に限り、第一著者となることができる。ただし、その場合には、共著者の中に必ず第1号に該当する者が含まなければならない。

3 同一号のセンター紀要に投稿することができる論文等の数は、単著・共著の論文等をあわせて2編までとし、そのうち単著及び第一著者の論文等は1編までとする。

（掲載の中止）

**第7条** 編集委員会は、掲載予定の原稿について、その校正段階における加筆・修正により、印刷・製本を行う業者との契約を継続することが困難であると認める場合は、当該原稿の掲載を取り止めることができる。

（不服申立て）

**第8条** センター紀要への掲載の可否に関する決定、掲載する論文等の種類の決定及び前条の規定による掲載の取り止めに不服がある当該論文等の投稿者は、センター長に不服申立てをすることができる。その場合、決定が通知されてから一週間以内に不服申立てを行わなければならない。

2 センター長は、前項の規定による不服申立てがあったときは、センター会議の議を経て、速やかにその可否を決定する。

（ウェブサイトへの掲載等）

**第9条** センター内外の研究交流に資するため、センター紀要に掲載された論文等については、投稿者の同意を得て琉球大学学術リポジトリへの登録を行うことができる。

（雑則）

**第10条** この規程に定めるもののほか、センター紀要の発行に関し必要な事項は、センター会議が別に定める。

（改廃）

**第11条** この規程の改廃は、センター会議の議を経て、センター長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年10月17日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される編集委員会委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和3年9月27日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。